

第4回滋賀県公文書管理に関する有識者懇話会 議事概要

日 時 平成28年2月19日（金）午後1時15分～3時00分

場 所 滋賀県庁本館4A会議室

出席者 青柳委員、梅澤委員、大賀委員、大橋委員、佐伯委員
澤田課長、八田室長、県民情報室職員

配布資料 別添のとおり

会議概要 次のとおり

1 開 会

2 議 題

(1) 前回の懇話会での御意見

事務局から資料1-(1)「公文書館設置の課題整理」および資料1-(2)「有識者懇話会委員からの質問事項」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(青柳委員)

ハロン消火剤のところですが、クリティカルユースについてはハロンを使ってもよろしいということだけけれど、当否の判断は、ハロゲン化物消火設備・機器を新たに設置する場合に行うのであって、既設については対象としないということは、事実上もとからのものについては、消防庁は関知しないと言っているに過ぎないと思います。法制度上問題がないのかもしれませんが、滋賀県が環境県をうたう以上、そこにはある程度配慮があってしかるべきではないかと意見しました。このことについては、消防庁の通知がこうなっていることは知らなかったのもので、勉強になりましたが、それはそれ、これはこれではないかと思えます。

(事務局)

HFC-3は、オゾン層を破壊しない消火剤として指定されていると書いていました。

(青柳委員)

それは県庁の新設箇所の代替フロンですね。現在、ハロンを使っている場所をどうするかという議論だったので、改めて御検討願いたいです。

(佐伯委員)

法的には問題ないのですが、望ましいかどうかで考えると、このままでは不十分だということです。また、事務局のほうで検討していただきたいと思います。

(2) 中間まとめ (案)

事務局から資料2「中間まとめ(案)」の1～15ページまでの説明を行った。

<質疑応答>

(大橋委員)

細かい点で恐縮なのですが、(2)の公文書の意義のところ、下線が引いてあるのでお尋ねするのですが、「健全な民主主義の根幹を支える」の「健全な」というのは、不健全な民主主義があるという前提に立っているのでしょうか。

(事務局)

この書き方については、公文書管理法に同じように書かれていまして、それを直接的に引用した形です。国は、公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」としています。

事務局から資料2「中間まとめ(案)」の16～24ページまでの説明を行った。

<質疑応答>

(大賀委員)

17ページの寄贈・寄託のところの書きぶりを検討していただきたいのですが、下線を引いていただいたところで、「国立公文書館のように、「県の…」」とすると、国立公文書館が県の重要な情報が記録されたものを対象にしているように、一見すると見えてしまいますので、「国立公文書館の受入れ基準等を参考に」というような形で文章を考えていただければと思います。

(青柳委員)

18ページの保存環境のところ、先ほどのハロンガスの件ですが、法規上問題ないということですが、方向性の中に、必ずいつまでに替えるということは明記できないにしても、これについて検討を行っていくなどを入れておいた方がいいかと思います。

24ページの県政史料室の位置付けのところ、県政史料室を規則または要綱により位置付けるというのは、条例設置にすると、休日開館など難しいものがあるので、規則か要綱での設置を目指すということですか。

(事務局)

そうです。

(青柳委員)

そこは確認です。体制整備という点で、我々が現在出そうとしているもの自体が県政史料室を拡充する方向なので、体制整備はもちろん必要なのですが、前回の議論でも出てきた人員確保と充実です。現状のまま業務だけを増やす方向になってしまうと困るので、整理だけではなく、そういったものも含めた充実も方向性として打ち出すというか、働きかけるような書き方にしてもらえばいいかと思えます。

(佐伯委員)

24ページの上の「本県の今後の方向性」で充分ではないですか。

(青柳委員)

そうですね。もう少し何か書いておいた方がいいかと思えます。「体制の整備と充実を図る」ということでいいかと思えます。

(佐伯委員)

体制整備という言葉があると、ここを重要視してほしいというイメージがわきます。人員さえ増やせばいいと捉えられがちですので。

(青柳委員)

人材育成についても、職員の資質の項目と連動させていただきたいです。

事務局から資料2「中間まとめ(案)」の25ページの説明を行った。

<質疑応答>

(梅澤委員)

この工程を進めていく上で、課題となるのは地方機関等との調整ですか。

(事務局)

各実施機関、議会や警察や県立大学等もありますし、地方機関という問題もあります。そういう関係機関と今後調整していく必要があります。今は、文書管理規程をそれぞれの機関で規定していますので、その調整もあります。

(梅澤委員)

せっかくの機会なので、できるだけ皆さんの足並みをそろえて。

(事務局)

はじめにのところに、足並みをそろえてと書いています。

(梅澤委員)

なかなかこういうことを何回もできるわけではないですから、いい見直しをぜひお願いします。

(佐伯委員)

今日の会議では、関係部局から何か特に意見があったということはないですか。

(事務局)

県政経営幹事会議の中では、文書を移管する基準を示してほしい、移管する基準がないとどのようにしたら良いのかなかなか分からないということでした。公文書の作成基準については、今は規定がないので、基準を示してもらわないと分かりにくいということでした。

(青柳委員)

地方機関にもこの照会を出しているのですか。

(事務局)

出しました。

(3) 意見交換

事務局から資料3-(1)「電磁的記録の保存」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(青柳委員)

現在、各課で保管されている電磁的記録の総量はどのくらいになるのですか。

(事務局)

今回、各所属に照会させていただきまして、回答があった分ですけれど、CDやDVDについては、3,000弱ぐらいを保管しているという回答をいただいています。

主に土木関係の部署が多いということで、工事の成果物として、紙の成果物と同じようなものを電子媒体に入れて工事業者から納品されてきますので、そういったものがかなりの量を占めています。そういったものを保管しているという回答をいただいています。

(青柳委員)

紙の媒体であるのであれば、それが収められているCDやDVDが必要かという議論はあるかと思いますが、3,000弱あるそれらを一度県民活動生活課に提出してもらって、内容確認をしないといけないので、かなりの手間かと思いますが。

ビデオテープのDVD等へのコンバートについては、提出してもらってから、県民活動生活課か県民情報室がするということになります。作業的な話ですが、やってもらわざるを得ないです。

(事務局)

県民の方に見ていただくということになると、ビデオテープのままでは見ていただきにくいと思いますので、媒体変換が必要かと思います。

(佐伯委員)

参考3で、CD、DVD等はシステムで管理されていないため、廃棄や移管の時期が不明確ということですが、文書管理規程では、文書の保存期間が定められていますよね。

(事務局)

1年、3年、5年、10年、20年、30年、永年と定めています。

(佐伯委員)

普通に考えれば5年ぐらい保存していなければならないということで、5年ぐらい保存されていると考えていいのでしょうか。

(事務局)

会計関係ですと、少なくとも5年保存になります。ファイルですと、必ずここに保存期間が書いてありますので、ここまでは保存しなければならないということが代々の担当者に引き継がれていきますが、電磁的記録ですと、保存期間を書くことを習慣づけていませんので、いらないと判断した時点で廃棄となります。ある時に、これはもういらぬのではないかという判断になってしまうおそれがあります。

(佐伯委員)

文書管理規程が見直されて、DVD等も文書の中に入れようということは全くなかったのですか。今の文書管理規程の中には、文書としか書いていないのですか。

(事務局)

規程上は対象となっているのですが、保管方法として、CDやDVDはそのまま執務室で保管するということになっています。こういうファイルの形にしておけば、保存期間等もシステムに入りますので、明確化しますが、今は不明確という状況です。

事務局から資料3-(2)「地方機関の文書」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(青柳委員)

本県の今後の方向性で、当該施設では、県政史料室と同様に歴史的文書として取り扱うことになるため、①から⑤までの措置が必要であるとしていますが、当該施設に近代美術館や琵琶湖博物館は含みますか。

(事務局)

含まないです。

(青柳委員)

分かりました。

あと、県立大学がどういう対応をするのかが気になります。県立大学だから、県の組織であるということで、県の公文書管理条例が制定されればそれに一定従うのは当然だと思うのですが、一方で大学には自治というものもありますし、大学アーカイブズをつくるなど、自ら公文書を管理して公開する動きもあります。

県立大学のことを毎回この会議で話していますが、県立大学の先生に話を聞いていますと、はっきりとした大学独自の動きはなさそうです。ただ、先ほどもありましたが、我々の議論の内容について地方機関にお知らせしたということで、県立大学も何らかのアクションを取らざるを得ないと思います。

そうしたときに、大学の行政文書を県民情報室で公開するという方向性について、県立大学がどのように考えるか。学術研究資料をその中でどのように取り扱っていくのか。私の大学でもそこについてはほとんど手を触れていないです。どういう整理をするのか。その際に、県立大学の職員との協議の場が必要になるという気がしています。

大学の資料は、本部資料と学部資料や、さらに個人の資料など、構成は複雑です。県民情報室に引き継ぐとなっても、そのあたりの整理や、文書の構造をどのように保ちながら公開するか、一工夫いるかと思っています。

(事務局)

事務的にはお話をさせてもらっています。先生方ではありませんが、事務方とは話をさせていただきまして、先生方が集めておられる研究資料をどう扱うか、今は適用除外という形でさせてもらっていますけれど、今お話にありました構成などは、今後詰めていく必要があるかと思っています。

(青柳委員)

大学資料は、教員よりも事務の方がどれくらい意識持ってやってくれるかで、動くか動かないかが決まってきます。事務のほうで話を通していけば大丈夫だと思います。

(事務局)

大学内での先生と事務方の関係もあります。

(青柳委員)

あります。我々は物事を複雑にしてしまうので。

事務局から資料3-(3)「出版物等への掲載申請」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(大橋委員)

著作権は、作者の死後50年などと現状でも非常に長期にかかってきます。歴史的な文書に移って公開された場合に、保護対象になってくるものがあるのではないかと思うのですが、それを犯した場合に県の責任が問われないかということです。その点はどのようにお考えですか。利用者の責任であるということになるのでしょうか。

(事務局)

利用者が調整してやっていただきたいということです。

(梅澤委員)

県の責任は問われないだろうということですか。

(事務局)

ええ。

(大橋委員)

利用者にとっては、手続が簡便であればあるほどいいとは思いますが。

(事務局)

持っているものによって、少しニュアンスが変わるのかもしれませんが。情報公開と同じように権利保障するのであれば、とりたてて誰かに許諾がいるとも思えないのですが、何か預かっているとか、所有者が別におられる場合だと、県は預かっているだけです。いろいろと問題があります。それを掲載されたことでクレームがないとも限らないので、持っているものが何かによって少し違ってくるかと思えます。

(大橋委員)

音源ですと、バックに音楽が入っているとかそういう場合もあります。

(梅澤委員)

図面でも、公の文書ではあるけれど、設計事務所が設計したところは、著作権に入ってくるのではないのでしょうか。

(大賀委員)

個別の建築計画申請等に入っている設計図等は、著作権が認められています。神奈川県で、情報公開条例で開示請求をしたら、県側が、著作権を理由に非開示とし、裁判になったという経緯を受けて、平成11年に著作権法は、情報公開法との整合性をとる形で改正されたと思えます。

公文書管理法については、その施行後の平成24年に著作権法が改正され、公文書管理法に基づいて、歴史公文書等の永久保存を目的とする場合に、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等を複製することができること、著作物を利用すること、例えば、写しの交付ができること、著作権者が特別な意見を申し立てていない限りは、未公表著作物を提供し、又は提示することについて著作者は同意したものとみなすこととしたこと等が可能になりました。ただ、遡及はしないので、今まで所蔵しているものをそれでOKかということ、そこは違います。

国立公文書館等を対象にした「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」にも、著作権の調整というのは重要な課題であるとし、あらかじめ調整をしておくことをあげています。逆に、提出された側がそこまできちんと意識をされて、自分の文書が今後どう使われるのか、もし移管の対象となった場合に、そういう制限がかかるということを理解されているかはまた別の話だと思います。

整理は、いったんはされていますが、ただ、遡りがないということで、ここは

非常に難しい課題かなと思います。

(事務局)

国立公文書館のほうに、掲載申請はやってますかと電話で照会したところ、もうしていませんということでした。

(大賀委員)

それは、公文書管理法ができて、情報公開法と並びで、利用請求権化されたので、情報公開法で求めているものを公文書管理法で求められないので、公文書管理法ができた時に掲載申請はやめたのです。

先ほどの寄贈・寄託については、公文書管理法第16条の利用制限情報の規定のほうで、寄贈・寄託のときに利用者や寄託者からこういう条件を付けて寄贈しますと言われた場合は、利用制限情報のほうで読みなさいという書き方です。ただ、現実には、今まで御寄贈いただいた方には、館の利用規則でいいですよと言っていたので、出版はだめですよといった特別な規定は、今のところ発生していません。

(佐伯委員)

そう考えると、おそらく許可制というのは必要ないということになります。

(大賀委員)

できないと思います。法律の規定上、国立公文書館では、それを求めることはできません。

確かに、あの本に掲載されたという話があったりすると、レファレンスのためには、何らかの情報があると現場としてはありがたいかと思います。

(事務局)

ここに載せましたとか言っただけだと、載ったという情報がこちらでも把握できます。

(大賀委員)

掲載された本を見て、この資料なのですけども、閲覧にみえる方も確かにいらっしゃいます。

(青柳委員)

都道府県の公文書館で、掲載許可申請を求めているのは、今は独自に定めているに過ぎないということでしょうか。国立公文書館ではしていません。

(大賀委員)

国立公文書館では、公文書管理法上の規定を整理していくとそうなりましたという話です。あとは県が条例や規則等でどう定めていらっしゃるか。整合性をどうされるか。それは、各県の御事情により決められることだと思います。

(青柳委員)

今回作る条例と許可制度の位置付けの仕方によっては、必要ないということになります。

(梅澤委員)

文化財の指定を受けるためには、公文書のかたまりが群としてどれだけ社会的に有用なのかということも計りたいので、引用文献のリストを作ってほしいということも聞いた覚えがあります。掲載許可は、どのくらい利用されているのかということなので、第三者的な評価のために使っていたという覚えがあります。

手続が煩雑だということは分からなくはないですが、もう少し慎重に考えてもいいかもしれません。廃止するのはすぐにできます。

(佐伯委員)

情報公開条例で利用請求して入手した文書を出版物に掲載することについて原則許可制にする必要はないと考えるのですが、歴史的文書ですとそういう問題が出てくるということはあり得ます。

そう考えると、許可制にすることもあり得るということです。ただ、手続的には煩雑になるので、届出制でいいでしょうと、そこでチェックしましょうという方向性でしょうか。

(事務局)

今のところは、事務の省力化ということですが、皆さんの御意見の中で、歴史的文書の利用の状況や掲載がどのようになっているかという状況を、やはりしっかりと県として把握する必要がある、歴史的文書の有用性を把握していく必要があるという観点であれば、許可制を残していくのも一つの方法かと思います。

(佐伯委員)

基本的には、利用者が事前に第三者と調整しておくことが基本かと思いますが、公開したあとは利用者の責任とも言えるかと思います。

(大橋委員)

県として責任を問われるのでなければ、許可制にすることはないと思います。利用者の便を図るのであれば、なるべく手続はないほうがいいと思います。

(梅澤委員)

こちらが全然知らないうちにどこかに出ていて、それで問合せが来た時は、どのように載せていたかなど全く分からないです。

(佐伯委員)

届出制であれば、チェックはできます。

(梅澤委員)

抑えはして欲しいです。

(佐伯委員)

ここに書いているように、許可制ではなく、届出制ということでやっていくという方向性ですね。

(4) 今後のスケジュール

事務局から、資料4に基づき、説明を行った。

3 閉 会